

(仮称) 三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書  
 審査会（令和 4 年 11 月 7 日）での意見等に対する事業者の見解

| 分野 | 審査会（令和 4 年 11 月 7 日）での意見等  | 意見等に対する事業者の見解  |
|----|--|--|
| 動物 | <p>配慮書段階では、専門家ヒアリング等も通じて、現地の情報を十分に集めておくことが大切であり、天増川地区にかつてイヌワシが生息していたことは当然ご存じかと思う。また、近隣地域においては、既存の調査事例があると思われるので、その情報収集に務め、最新の生息情報に基づく評価をすべきである。配慮書段階ではできるだけ最新の、かつ、適切に調査された情報を収集し検討しないと、どのような環境要素に配慮すればよいかという情報が曖昧になる。本配慮書では、そのような既存調査等をベースとした情報が抜けているという点で不十分と考える。例えば、資料 2 の 30 ページに『「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保護ゾーン」に指定されており、事業実施想定区域にこれらの種が生息する可能性がある」とあるが、既存調査においてクマタカのペアがこの地域に連続して分布することが既に知られている。また、イヌワシのペアがかつて生息しており、草原環境であることからペアを形成していないイヌワシが定期的に飛来する重要なハンティング場所であることは明らかである。このため「生息する可能性がある」と記載するのは不十分であり、もっとしっかりと配慮書段階で情報を集積しておく必要がある。</p> | <p>ご指摘にありますとおり、一般的な文献資料のみならず、他事業等による環境アセスメントの調査結果も存在しているものと思います。しかしながら、これらの報告書を参考として記載することは著作権等の関係もあり現行のルールでは非常にハードルが高く、協議を行った場合でもご協力頂ける可能性はほとんどありません。</p> <p>また、専門家ヒアリングにおいても、配慮書に記載した文献資料については問題ないとのコメントを頂いていることから問題ないものと認識していますが、各関係機関の審査委員の方々からのご意見に対しても、一般的に入手可能な文献その他の資料は方法書以降のアセス書に追記していきます。</p> <p>生息する、もしくは生息の可能性につきましては、現時点ではご指摘にありますとおり、イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保護ゾーンに指定されている区域でもあること、行動圏が広く、移動能力の高い猛禽類については例え好適な生息環境ではなくても確認される場合があるものと認識しています。事業計画の熟度も高まっておらず、一般的に入手可能な文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングで把握できる範囲の情報で事業実施想定区域として設定可能かどうかを検討する段階となります。生息の可能性であったとしても、現地調査に</p> |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    |  | <p>おいては生息を想定した上で調査方法や調査時期等を検討することとしており、確認された場合には営巣場所、餌場環境、飛翔頻度等を明らかにした腕上で影響予測を行います。</p> <p>イヌワシやクマタカのほか、これら以外の猛禽類、その他の動植物についても特に移動能力の高い種については、基本的に生息・生育している可能性があるものとして認識しており、方法書以降ではそれらの種も対象として現況調査を実施いたします。</p>  |
| 動物 | <p>「現地調査等を踏まえて環境保全措置を講ずること等により、重要な影響が実行可能な範囲で回避又は低減される」とあるのは、より具体的に記載が必要と考える。クマタカが連続して生息し、イヌワシも定期的に飛来するという状況で、どういった影響が生じる可能性があり、どのような環境保全措置を講じることが可能なのか検討しておかないと、準備書の段階での環境保全措置が不十分となる可能性がある。この配慮書段階で十分に情報を収集し、それに基づいて今後の見通しを検討いただきたい。</p> | <p>配慮書段階においては、事業計画の熟度も高まっておらず、上記の回答にも示しましたように、イヌワシやクマタカが生息している可能性が高いものと認識していますが、これらの種の利用実態については明らかになっていません。一般的に入手可能な文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングでは飛来はあるだろうというご意見でした。準備書段階での環境保全措置については、方法書段階以降の現地調査で明らかにするとともに、専門家のご意見等も踏まえて事業実施による影響予測を行った上で、現状で効果的であるとされている環境保全措置を検討していくことを考えています。</p> |
| 動物 | <p>「今後の環境影響評価における現地調査等を踏まえて環境保全措置を講じること等により、重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されると評価する。」と評価いただいているが、「実行可能な範囲で回避又は低減」とは具体的にどのようなことを指しておられるか。</p>  | <p>方法書以降、該当部分の記載を修正いたします。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>「実行可能な範囲で環境保全措置を講じ、重大な影響が回避又は『極力』低減される」という記述であれば理解ができる。方法書以降では記載を修正いただきたい。</p>  |   |
| 動物 | <p>配慮書 257 ページの「上記のとおり、生息環境への影響が生じる可能性があるものの、今後の環境影響手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響の回避又は低減が可能であると評価する」と記述があるが、「以下に示す事項」の中には、調査を実施することのみが記載されている。調査を実施すること自体は回避低減には繋がらず、環境保全措置を講じないと回避低減は図れないと考えるが、どのような認識か。</p>  | <p>配慮書段階においては、事業計画の熟度も高まっておらず、一般的に入手可能な文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングで把握できる範囲の情報で事業実施想定区域として設定可能かどうかを検討する段階となります。この手続きの段階で示した環境保全措置については、ご指摘にありますとおり十分なものではないかもしれませんが、今後も各関係機関のご意見などを踏まえ、さらには方法書段階以降の現地調査で明らかにするとともに、専門家のご意見等も踏まえて事業実施による影響予測を行った上で、現状で効果的であるとされている環境保全措置を検討していくことを考えています。</p> |
| 植物 | <p>植物について、配慮書 307 ページに「重要な植物群落については事業実施想定区域に存在しないことから、直接改変による重大な影響はないと評価する」とされている。配慮書を修正することはできないものの、例えば 307 ページでの第 1 段落目であれば、「これから現地調査をする必要があるが、既存文献による調査では重要な植物群落が存在しないことから事業実施想定区域として選定した」といった記述にすべきと考える。今後の図書においては事業実施に都合の良い点だけ記述しているように見える表現は、本当に環境への配慮がなされるのだろうかという不安につながるので、表現を改めていただきたい。</p> | <p>配慮書段階においては、事業計画の熟度も高まっておらず、一般的に入手可能な文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングで把握できる範囲の情報で事業実施想定区域として設定可能かどうかを検討する段階となります。また、今回のように事業実施想定区域に重要な植物群落が存在するような場合には、可能な範囲で植生事前調査も行っています。これらの結果を踏まえて記載していますが、ご指摘にありますとおり、今後は配慮書 307 ページの第 1 段落目であれば「これから現地調査をする必要があるが、」といった文言を加えた記述に改めたいと考えています。</p>         |

委員追加意見に対する事業者の見解

| 分野                                 | 追加意見  | 事業者の見解   |
|------------------------------------|---|--|
| <p>景観・<br/>人触れ</p>                 | <p>配慮書段階では、公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報から主要な眺望点が抽出されているが、滋賀県域には、事業実施想定区域周辺のトレイル、ダム、集落も風車の可視領域に含まれていることから、今後の手続きにおいては、さらに視認の可能性を確認し、風車が視認される地点を眺望点に加えることを検討すること。</p> <p>特に、事業実施想定区域の東側には、高島トレイルなど、人と自然と触れ合いの活動の場も含まれることから、そのルート上において風車が視認される地点がある場合は、積極的に眺望点に加えること。</p> <p>また、眺望景観に対する風車の影響については、垂直視野角による視認の程度だけでなく、視認できる風車の部位やその基数に応じた面的な広がりや踏まえ、予測、評価できるようにフォトモンタージュを作成すること。【1】</p> | <p>事業実施想定区域周辺のトレイル及びダムについては、公的情報において眺望に関する情報が得られなかったことから非選定としておりましたが、方法書において実施する住民説明会等の場において、地域住民及び関係機関よりご意見をいただいた際には、それらの意見も参考に主要な眺望点に追加選定を検討いたします。集落については、方法書において、周辺居住地区等からの「身近な眺望点」として選定いたします。</p> <p>また、眺望景観に対する風車の影響については、垂直視野角による視認の程度だけでなく、視認できる風力発電機の部位やその基数が把握できるフォトモンタージュを作成いたします。</p> |
| <p>動植物<br/>生態系・<br/>景観等<br/>全般</p> | <p>三十三間山の山頂付近から特に南方へと続く稜線付近の、木本類を欠く植生は、森林限界以下の標高や卓越風向といった場の条件からみて、いわゆる風衝草原にその原型を求めることが妥当であると考えられる。本来の植生はササ属やススキ属をはじめとするイネ科の草本であったと考えられ、現在は、おそらくシカによる食害の影響を受けて裸地化が進んだ状態をみているものと思われる。また、稜線の東（風背）側に</p>  | <p>三十三間山山頂付近の景観について、方法書以降の手続きにおいて実施する現地調査によって、現地の状況を把握し、現地調査の結果を踏まえて配置の検討を行い、実行可能な範囲において樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化する保全措置を検討し、風力発電機の建設によって、三十三間山山頂付近の景観に配慮するよう努めてまいります。</p> <p>また、三十三間山から望む眺望景観については、垂直視野角の</p>   |

も広く草本類や矮性低木群落の分布する領域がみられることから、残雪の多さに影響を受けた雪田草原的な性質も有する景観であると解される。このような状況は、地理的に、どこにでも見られるものとは言えない。すなわち、三十三間山山頂付近に見られる特徴的な景観は、隆起と削剝によって孤立した中標高の侵食小起伏面を基本的な立地の条件とし、冬の季節風の強弱と積雪の多寡を環境要因として成立した希少なものであるといえる。さらに、この稜線は、周囲の定高性をもった山々や三方五湖、若狭湾などを眺望しながら草原の中を通り抜けてゆく縦走路であり、人と自然の貴重なふれあいの場でもある。

自然環境の成立過程に対する調査と理解の不足している現時点において、「伐開を必要としないから環境への影響が少なく済む」、「それは利点である」との発言があったり、「直接改変による重大な影響はない」等の結論的文言が導かれたりしている状態をみると、風車の建設が、そのような景観資源の破壊をもたらしうるものであるとの視点に立った影響評価が、今後丁寧になされるとは思えない。三十三間山の草原は、それなりの理由があって成立している。当エリアの生態系において草地には草地の果たしてきた機能と役割があるはず。木を切らないなら大幅に手を入れても良いのか？ また、三十三間山は周りから見られるというよりも、そこから景観を望むという位置づけの場であるはず。その視界に建造物が大き

みで評価できるものではなく、利用状況や景観資源との介在、主要な眺望方向など、複数の要因が重なり合うものと考えております。方法書以降の手続きにおいて現地調査を実施し、現地の利用状況や主眺望方向等の把握に努め、三十三間山から望む眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。

ご指摘にあります草地環境については、専門家ヒアリング等でも成立した由来は推測の域を出ません。今後、方法書以降の現地調査や過去の航空写真、地元住民へのヒアリングなどにより可能な限り明らかにしていきたいと考えています。また、「伐開を必要としないことは利点である」といった発言につきましては、配慮書手続きの目的である事業実施想定区域の検討段階においては、現時点で重要な植生がほとんどないという意図で申し上げました。

ご指摘のとおり、草地には草地の果たしてきた機能と役割があり、今後、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、生態系の項目の中で検討し、専門家のご意見を踏まえつつ、適切に調査を行って予測及び評価いたします。

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | く入り込む。それらをどう評価するつもりなのか、当然の視点が欠如しているように見える。見解を問いたい。【2】 |  |
|--|---|--|